

## 《基調講演》

### 「議会基本条例の意義」

東京大学名誉教授 大森 彌 氏



何か三重県は、これからおもしろくなりそうなお話でございまして。やっぱり地方議会そのものを充実強化していくということが、いろんなご意見があるということはよくわかるんですが、何といたしましてこの条例を通していただくということが大事です。今日は最初の私の発言は控え目に、こういう新しい試みの意味についてお話し申し上げたいなというふうに思っていました。

私は、もともと行政についての研究をやっているんですね。その中に地方自治も入ってきた。しかし、現在までの私の反省は、行政学をやると、どうしても行政の方に目が向き、行政を激励するという方向に流れやすいんですね。そういう人間が地方自治をやりますと、どうしても執行部の方に目が向く。一体議会はどうなっているのか、どういう意味で議会が住民自治の砦なのかということについて、必ずしも十分の自覚しないまま議論してきたという私自身の反省もございまして。日本の政治学を含む学問の弱点は、実は地方議会についてしっかりした理論および認識という研究が進んでいないことだと思っています。

その反省に立って、少しずつ地方議会についても、私の議論は相当程度厳しいというか、議員さんの皆さん方を怒らせるような議論を実は片一方でしてまして、だらしのない、こんなことでこの報酬が取れると思ったら大間違いですよというようなことも平気で言ってるもんですから、議員さんたちにすべての私の意見が受け入れられてるわけではありませんけれども、私が議論していますのは地方議会の充実強化であります。したがって、本日も短い時間でございますけど、そういう趣旨でお聞き取りいただければと思っています。

それから、広い意味で住民の皆さん方の運動といいますが、住民運動、市民運動の中にどういう傾向が現れたかという、自治体のさまざまな課題というものを政策に練り上げていく場合に、もっぱら首長さんに働きかけたんですね。したがって、結果としては、首長さんを激励し続ける、つまり住民の意思というものを首長さんの意思決定に反

映させるといふことで働きかけた。それはそれで間違っていることはなかった。

しかし、その市民運動、住民運動に欠落していたのは、もっぱら首長さんに働きかけるのではなくて、議会に働きかけるといふことが自治をよくするといふことになかなか目が向かなかったことです。したがって、広く住民・市民運動をやっている方々は、至って地方議会を否定的に見てるんですね。自分たちの思いは、首長には届くけれども、議会には届かない、議員さんたちは一体何をしているんだろうか。それで、一番きつい人たちはどう言ってるかといふと、こんなていたらくな議会なら要らないと、そう言っている。

その市民運動の皆さん方が、ごく最近ですけれども、そういう視点だけで見ているのは間違いなんじゃないかと、本当は住民代表機関の最たるものは議会で、議会をいいものにするためには、自分たちは議会に働きかけていくべきではないか、そういうふうにも市民運動側の皆さん方も少しずつ変わってきたと思います。そういう大きな機運が全体として出てきたと思ってますし、その機運を全体として押し上げてきましたのは、先ほど知事さんがお話しになっていきますように、やっぱり何と申しまして分権改革の推進、分権改革が進んだからだと思っています。

その分権改革が進んで、どういうふうにも事態が展開してるかといふと、結局するところ、自治体がいろんな意味で自己決定といふか自己責任をとらなきゃいけない。そのときに、果たしてそれでは自己決定をするのは誰か、自己責任は誰がとるのか。最終的には住民自治ですから、住民の皆さん方がさまざまなことを決定するといふふうになってるんですけれども、一体、今までこの動きは、こういう仕掛けといふか、仕組みはどういうふうにも動いてきたのかといふことを改めて考えてみるべきではないかと、そういうふうにもなったんだと思います。

そのことを、私もも気になって言い始めたんですけど、何と申しまして28次の地方制度調査会が正面からこれを取り上げたことに、大きな歴史的な転換の意味があったといふふうにも私は考えています。したがって、地方制度調査会が一体、ものをどう見たか、それがどういう意味で重要なのかといふことについて、まず一言お話し申し上げまして、その上で新しい条例の意義について、私が考えている見方をお話し申し上げることになります。

今までも地方制度調査会が地方議会を取り上げてきたんですけど、分権改革後、正面から地方議会を取り上げたのは、やっぱり28次の地方制度調査会だと思います。地方制度調査会が地方議会を取り上げるということになったものから、全国の議員さんたちのお集まり、都道府県議会議長会、市議会議長会、町村議会議長会、この3議長会の方々が、地制調対応のために、自分たちの手で地方議会をどうやって直せばいいか、改革すればいいか、どうして自己改善すればいいかといふことについて急ぎょ検討会を行いまして、それまでもいろいろ研究の実績がございますけど、それをまとめまして、地制調のヒアリングに反映し、その結果が今回の地方自治法の改正に結びついたといふことなのです。全国的な動きでいえば、議員さんたちの集まりが、自分たちの問題をきちっと国に意見を言い、国の法律の一部を変えさせ始めたといふことではないかと思っています。

あるときに都道府県議会議長会の集まりのときに私が呼ばれまして、相当強い調子で、

半分ぐらい議会批判をいたしまして、その段階で私はもう二度と再び呼ばれないんじゃないかと思ったのです。外の人間から批判されるとすぐ怒る議員さんがおいでになるんですよ。俺たちはちゃんとやっとならんと、知りもしないで批判するなというふうにお考えになってる議員さんは相当数いますから、私はこれでもう議会から呼ばれないと思ったのです。そうしましたら、都道府県議会の制度というものについて研究会を立ち上げたいから、あなたのような人が座長を務めろというふうになりました。現在、座長を務めているんです。

私みたいに行儀の悪い人間を座長に据えてるわけですので、これは決心をしている、都道府県議会議長会は少なくとも決心をして、自らを変え、制度を変えるということを決心してます。この大きなうねりが止まることはありません。

そういう意味でいいますと、今回のさまざまな改革機運というのは、議員さんたちが自ら行おうとしている。ただし、全国にたくさんの議員さんがおいでになりまして、すべての議員さんが、自ら何をすればいいか、どう振る舞えばいいか、どうすれば住民にとって頼りになるような議会として生まれ変わっていくことができるかということについて、すべて共通にそういうふうにお考えになっているとは言えないかもしれません。しかし大きなうねりは間違いないと私は考えています。私も65歳を超えているものですから、あと何年元気でやれるか分かりませんが、地方自治を勉強した人間として、もう一步、二歩ぐらい地方議会の改革をお手伝いしたい、できれば法律を変えたい。

議長会が持ち込んでいる改革項目は、相当数まだ実現していません。地方議会は住民が直接選んでる議員さんによって構成されるんだから、少なくとも議会の招集権は議長に持たせるべきだと、当たり前のことでしょうと言ってるんですけど、まだ国が動きません。今回は、議長に臨時会の招集権まで持たせました。一步一步進むということだと思ってますけども、国が言っている議長に招集権を持たせない理由には理は無いのですけども、やっぱり知事会と市長会の皆さん方は一挙に行くなと、そういう本音を述べておいでになりますので、一步一步進めていく以外にないと思ってます。今日のようなお集まりが全国で行われ、議員さんたちが自らの問題を自らお考えになって国に働きかけていくということが非常に大事であると、そういうふうを考えています。

さてそこで、実はどうして地方議会の改革というか、あるいは改善というものが大事なのかということについて、一、二申し上げて、それがどういう意味で、三重県がこのたび取り組んでおられる基本条例という形にしてることが大事なのかということについて、簡単にお話し申し上げたいというふうに思います。

ものの言い方はさまざまですけれども、少なくとも日本国憲法の規定からいえば、ご案内のとおりですけれども、日本国憲法は地方議会を必置にしていまして、必ず置かなければなりません。これに類する規定は、首長についてはないんです。ただし、憲法上は、地方公共団体の長を公選にする、直接住民から選ぶ、議会も選ぶと書いてございます。したがって、憲法を素直に読めば、当然、二代表制ということが成り立っている。

しかし、どうして従来、二代表制のことを言わなかったかということ、圧倒的に首長が強いからです。なぜ強いかというと、特に都道府県の知事さんはそうなのですけれども、もともとこれは国の役人がやってたんですね。したがって、国の役人ではなくなって、公選になった戦後も、この1人の首長を国がずっと使い続けてきたんですね、国の

機関にして。私どもの言葉で言えば、2000年4月まで、都道府県の知事というのはろくなもんじゃありませんでした。国の出先機関みたいなものなんです、もともと。

だから、首長を優位にしているということは、国がこの首長を使うことにとっても便利でして、まだそうしたことが残存している。私どもがいち早くこのことについて少し考えてみたらどうかと言っていることは、例えば都道府県も市町村も、重要な政策については、大部分は国の個別法によって計画をつくれと言われてるんです。今で言えば、例えば都市マスタープランもそうですし、現在の介護保険事業計画もそうですし、身障者の自立支援事業もそうですけど、ほとんどのことは計画をつくれと言ってる、国は。法律を国で定めると、国自らやりませんから、都道府県、市町村を使いますので、そのときは計画をつくってやってくれと、こういうことになってます。

このときに、従来はどういうふうに使掛けをつくってきたかという、この計画を決める場合は議会の議決を要しませんと、こう書いてある。議会の議決は要しませんよ、執行機関でよくお考えになって計画を定めてくださいね、定めたら国に報告してくださいねと、こうなっている。つまり、霞ヶ関の各省庁は、議会の外しながら首長を使ってきているんです。だから、首長が提案している条例の大部分は、国の法律を執行するようなタイプの条例だったのですよ。首長に議案提出権があっても、その内容は、基本的に言えば、国の考えたことを実施に移すためのものなのです。独任の首長は、とってもし使い勝手がいい。だから、首長の権限は相当広く強くする仕組みになってるんですね。

例えば、首長には予算提出権がある、それから議案提出権がある、再議権もある、いずれも首長が政治的リーダーシップを発揮しやすいような根拠規定がちゃんと設けられている。これは、長い歴史の中で執行部を使ってきているからなんですね。

当然ながら公選で直接住民から選ばれてる首長にも議案提出権がありますので、ここで言えば知事さんが十分お考えになって、政策について議案に提案するということがごく当たり前のことで、これがなくなるなんてことを想定しているような改革をやっているわけではありません。したがって、どうぞ一生懸命お考えになって議案を提出してくださいと。

でも、議会の方で議案を提出してはいけないなんてことはない。なぜか。議会も直接住民から選ばれてるわけですから、選ばれてるとは何のことかという、議会は誰に責任を取らなきゃいけないかといったら、首長に責任を取るんじゃない。議会は、自分たちを選んでる住民に直接責任を取るんです。

それを取ってどういうことかという、自分たちで地域の行方について、これこそが民意の反映であるという政策を自ら考え、自ら慎重に検討し、必要があれば首長と協議をして議会で審議をして決めていく、それが本来の議会の役割です。この役割がないなんてことはあり得ません。どんなふうに法を解釈しても、そんな解釈は成り立ちませんので、ここにご出席の議員の皆さん方は、どうぞ議案を自らお考えくださって提出してください。

今回の地方自治法の改正では、常任委員会に議案提出権を持たせるという法改正がなされたという理由は、従前のように首長が出してくる議案について、そこそこに審議して、ほとんど追認するような審議ではなくて、自らがどういうことを考え、どういう内容の物にすればいいかということを自ら企画、立案していただいていいのではないです

かと、そういう趣旨になっています。

28次の地方制度調査会の物言い、つまり今回の法律改正についての物言いは、非常に重要なメッセージになっています。どこの自治体でも団体としての意思を決めなさいけません。団体意思を決める決定権は、現在のところ首長と議会の両方にあるんです。議会にだけしかないということはありません。首長にもあります。ただ、場合によっては対立することがあり得ますので、さまざまな調整協議は必要ですし、最終的には住民の判断を仰ぐという仕組みになっています。

問題はどこにあるかということ、従前、議員さんたちも首長さんたちも、議会で審議し、議決してもらった議案、事案の企画立案は首長がやるもんだと思い込んでいたことなんです。どこにもそんなふうに法律は決めてない。みんなそういう固定観念なんですね。どうしてそういう固定観念が長い間続いているかということ、国のほうから見ると、議会から訳の分からんもの出されると困るでしょう。自分たちがコントロールできないものが議会から出てきて決められると困るから、自分たちの意向がさっと通るようなものを首長から出させたいんです。だから、首長の方の議案提出権が重要だと考えているんです。

でも、それは、よく考えてみると憲法的な要請の二元代表制の解釈でいうとおかしいんですね。議会も住民に責任取らなさいけません。私の今までの観察では、議会はほとんど住民に責任取っていませんので、はっきり申し上げますと。責任を取るように振る舞ってもらいたいと、そういうふうに申し上げている。

ここから先が少しきつい議論になります。物事を決める場合はどうなってるかということ、三重県という自治体としてはどういうことが大事か、住民は何を願っているのか、どういうことを決めて実施しなさいいけないかということ誰かが言い出しますよね。誰かが気がついて、誰かが発案するんです。

すると、必ずそのことについて、ちゃんと調査する必要があります。いいかげんに事案をつくってはいけませんから、ちゃんと調査する、よく考えるんですね。その上で、具体的に、それならば実際にはこれは条例の形にするのか、政策を予算によって裏付けるのかという具体的な企画立案しなさいけません。その上で、団体意思として確定しなさいけませんから、必ず審議、議決にかけなさいけません。その上で、それで決まったものについては、執行機関は忠実にそれを執行する。執行すれば、必ずそのことは住民の暮らし、地域に影響を及ぼしますので、本当に所期の狙いどおりそれが達成しているかどうかということについて点検し、評価しなさいけません。その上で、これはこれからも続けるのか、修正するのか、増やすのか減らすのか、思い切ってこういう事業については廃止をしようというふうに点検、見直し、対応する。これは物事を決めるプロセスと言えます。

このプロセスで考えると、従前、どういう考え方をとってきたかということ、最初の問題提起から始まって、特に企画立案ですけれども、議会で審議、決定すべき企画立案の内容は議会がやらなくていい、首長がやるから、大体そんな議員いないんでしょうと、そんな人手もないんでしょうと。首長は圧倒的多数の職員を抱えてるから、この職員を使って企画立案するから、議会に出すから、企画立案する前に住民参画も図るから、ちゃんとして整えて出すから、必要があれば議会で何でも聞いてくれと。ただ、お聞きになる場合には、こちらも用意があるから事前に質問を通告してくれと、こういうやり方

をとってるわけですね。それはほとんど執行部が全部整えて全部動かす仕組みです。

それでいいというふうにお考えになる議員さんがおいでになって、議会もそれでいいとなれば、私はそれはしょうがないと思います。ただし、そういう議会は、憲法と法律によってつくらなきゃいけないだけの議会になりますから、住民から全く頼りにされません、それでよろしかったらどうぞということになります。そのかわりさしたる手当は払いません、そういう議員には、私はそう思います。

そうすると、次がどうなるかということ、実はこのことがなかなかご理解いただけない人がおいでになるんですけども、議会が自ら企画立案するという意味は何であるかということ、すぐわかることですが、議員さんたちが苦勞することになるんです。本当に苦勞することになるんですよ。自らやっごらんになると、三重県も何回も条例つくってますけど、みんなご苦勞されてるんですよ。つまり、企画立案しないと、ものすごく楽なんです、議会活動というのは。出てきたものについて説明を受けて、ちょこちょこ質問するんですよ。これが実施に入るんですよ。実施に入った事案について、どうやって監視できるんですか。普通に考えても、きちんと監視が行われてると思えない。つまり、議会は、ほとんど何もやってないと言うと怒られますので、やってるんですけど、存在して、でも、こんな楽な稼業があるだろうかと、世の中に。

しかも、一定規模以上になると、ここから先はまた嫌みですから怒られるかもしれない。これをお話ししますのは、今後の議会改革にとって大事ですし、私ども、今、都道府県議会議長会の方の研究会でこれを集中検討やっていますので触れるのですが、議員さんたちは一体どういう活動をやるのが本務なんですかって、議会活動はどうやって成り立つんですか、それに対して、どういうふうにお手当を出せばいいんですか、この関係がまったく一貫して説明ができないんです。

議員さんたちは、多分議員としての活動は非常勤でおやりになってると思っておいでになるんでしょう、大部分は。どうしてそんなふうに思われるんですか。どうして常勤じゃないんですか。法的に特に根拠があるんですか。多分皆さん方は、非常勤だと思っておいでになる。議員さん以外に職業を持ってもいいですし、職務専念の義務はありませんし、だから議会が開会していない間は、ほかのことをおやりになってます。多分非常勤だと思っておられます。

でも、非常勤ならば、どうして月々報酬が出るんですか、毎月。おかしい。もし非常勤ならば、どうしてボーナスが出るんですか。ボーナスって、常勤の人に出るものなんですよ、あれは。

それから、もうちょっと言うと、どうして議員さんたちには、1回会議に出ると一定額の費用弁償が出るんですか。交通費が出るのは、住民は納得できます。片一方で月々のお手当をもらいながら、1回会議に出るとどうして1万いくらが出るんですか。これは、明らかに非常勤の扱いになってるんですよ、実働に対して出すんですから。どう見たって説明できない。

それから、政務調査費って、市議会、県議会には出てますけど、政務調査の政務とは何ですか、何のためにあのお金は出てるんですか、何に役立ってるんですかって。

このたぐいのものは、法改正のたびに、一貫して説明できないような形で次から次へと入れ込んだだけなんです、私から見ると。

このために議員さんたちはとってもつらい思いをされてる。住民から批判を受けるんですよ。こんな頭数が多くて、よく調べてみたらこんな手当をもらって、ほとんど首長がやってるんだから要らないんじゃないかと、こういうことを言われ続けてる。しかも、議会は行政でないにもかかわらず、行革の一環として議員数を減らせと言われてる。

つまり、議員さんたちは、どういうことをやる職業で、どういう議会活動をやる職業なのか、これに対して住民はどういうふうにかちっと処遇すべきであるかということを経法的にはほとんど説明できないんです。

今日は年金の話はしませんけど、議員年金ももらっている、12年で。年に満たない人は一時金出してますから、ちゃんと。退職金みたいにみえます。皆さん方も一部蓄えてますが、公金が投入されてますから、これだっってよく考えると国会議員をまねしているだけということになりますので、つまり、この議論は何のことかということ、実はさまざまな活動の中、議員さんたちは何をやる活動であるかということが不明確のまま一定の処遇をしてるんですよ。これがきつい、議員さんにとっては。

だから、私どもとしては、議員さんたちの身分、議員さんたちの法的な位置付けについて、この機会に従来の法の立て方を改めて、一貫して説明できるように改革すべきだと。これは法改正問題ですので、どうしてもこれをやり遂げたいなと思ってます。

時間がおしてきましたけど、もう一つお話ししたいことがあります。

今のように仮に考えた場合、議会は一体何をやるんですかということにちょっと立ち戻りますので、今回の三重県の議会基本条例もその趣旨でお書きになってますが、大きく分けると議会の役割は2つあると言われてる。

1つは、執行機関をきちっと監視する機能がある。もう1つは、今回の28次の地方制度調査会の答申の言葉を使えば、議会の団体意思の前提としての政策形成機能というものがあるんですよ、議会には、この2つの重要な機能があるんですよ。

実は、この議論から抜け落ちてるものがあるんですよ。それは、議会は会議体ですので一種の団体を構成してるんですよ。この団体が、与えられているこの2つの機能を十分に果たすためには、合議体を円滑に運営するような機能が必要なんです。ちょうど首長さんのほうに管理職がいるように、議会そのものを維持管理する機能が要るんですよ、きちっと。

例えば、議会は、住民に対して責任取るために、議会が保存、管理してる情報は、議会の責任で住民に全部出しますという、議会自らが主体になるような情報公開条例をつくったとします。これは、議会が合議体として責任をとるような形で住民に情報を出すんですよ。そうすると、当然ながら出せない情報も出てくる。住民の中には、これを異議申し立てたいという人が出てくる。議会そのものは、議会が合議体として維持管理する機能の中に、自らの責任で行動しなきゃいけないような、例えば条例を自らつくったら執行しなきゃならないでしょう。執行するために附属機関が要るでしょう。ちょうど首長さんのほうに情報公開の審査会があるように、議会の方に審査会が要るじゃないですか。それなしでどうやってできるんですか。やってるところは、みんな首長さんのほうに置いてるのを使ってるんですよ。

議会が自ら、例えば情報公開条例、議会の責任で出すようなものについて、対住民と

の関係で問題が起こった場合には自ら処理しますと言ったら、必ず附属機関つくらなきゃいけない。その附属機関ができないなんてことはありえません、法律の解釈上。そうしなければ、議会は会議体として自分たちのことを責任持って運営管理できないからです。

もうちょっと言いますと、私は今回の三重県の条例を拝見して、これはなかなかいい着眼点で入れ込んだなと思ってるのは、議会の正規の活動の中に会派を入れたことです。現在、会派は、法的に言いますと政務調査費以外には出てこないんです。

会派は、なぜ必要かといえば、議会が2つの役割を果たすために、議会そのものの中に調整が要るんですよ。こういう運用しよう、こういうやり方をとろう、今回はこういう人事の配置でいこうということは、会議体自らが維持管理するための機能になっている。この機能を認めるならば、必ず会派の存在と、一定の会派の活動を議会の機能として認知しなきゃいけません。

この認知するというのを、私は実は国のほうには持っていったるんですけども、これを認知せよと。会派という活動は、例えば都道府県議会にはほぼ不可欠になっている。どんなに皆さんがおっしゃったって、会派なしには議会全体の円滑の運用ができなくなっている。この活動そのものを、今までの法律の扱いは正規の活動として認知してないんです。明らかに法に欠落がある。

議会が現に果たしている役割を正当に認め、そしてそのことが可能になるような仕掛けをきちっと考え、そして全体としてそのことが住民に伝わっていった結果として、この議会ならば自分たちは頼りにできるし、この議会ならば、この人数で、このお手当で十分私どもは認めることができると、そういうふうに議会そのものの在り方が住民の中にきちっと位置付けられていくということを行うような時期を、今、迎えているんじゃないかというふうに思います。

最後に一言だけ、これも皆さん方がご不安に思ってますので。

今のところ、首長さんは多数の職員を補助職員として持っています。議会は議会事務局しかありません。当然ながら、今まで議会をないがしろにしてきましたから、この程度の人数なんです、もともと。議会事務局の機能は、法律上は「庶務」と書いてあったんですから、庶務をやるのですから、数は要りませんから。しかし、実際には庶務以外の仕事をやり始めた。したがって、これからは「議会に関する事務」をきちっと行うことになってますけど、現在は、ご案内のとおり職員の定数を減らしてる時代でございますので、議会事務局の職員の数を一挙に増やすなんてことはとても難しい。

どうすればいいか、執行機関の、特に従来からの固定観念を持つてる幹部職員の頭の中にある考え方は、自分たちは首長のために働く人間で、議会のために働かなくていいと思っ込んでます。間違いです、この考え方は。職員は、住民全体のために働くべきです。したがって、首長のためだけしか働かないというのはおかしい。住民と職員との関係論からしてもおかしいです。

議会のほうでこれからいろんなもので企画立案するという作業をやる場合は、長い間このことを手がけてきてる職員のノウハウ、知恵、情報は欲しいんですよ。外から簡単に持ってこられないということがありますし、もったいないですから、中にいるわけですから、この職員を使えばいいんですね。



職員の皆さん方は仕事があって、事務の執行をやってますから、あまりこれを乱すような形で議会もお使いになると困ります。しかし、いつとき、職員の持つてる企画立案能力、これは鍛えられてますから、例えば条例の文章をつくるというのは、今までやったことのない議員さんたちだけだと難しいんです。そのためには、長い間習熟してきている技ないし能力を使ってもいい。その場合は、首長さんとよくご相談の上で、議長さんと知事さんが両方とも併任にして、いつとき、議会が条例をつくるために働いてこい、きちっと働いたらちゃんと人事評価をするからと言えは済むんですよ。これは簡単なことでできる。

議会事務局の職員を増やさなくたって、現在の職員をきちっと使っていくということは、住民から見ればごく当たり前のことでして、首長にしか自分は働きませんなんていう職員は、将来的にいえば管理職につけてはならないと私は思います。

こういうことは、今まで頭の中で思い込んできてしまってるんです。固定観念になってるんです。私の大好きな養老孟司さんの言葉では、「バカの壁」が頭の中にいっぱいあるんです。それを超えて見ると、新しい世界が開かれるのです。

議会の基本条例というのは、議会自らが自分たちで運営のルールをつくらうとしていくんです、今。これは明治以来初めてです。私は、明らかに去年、今年から、地方議会の夜明けだと思ってるんです、遅まきながら。議会の改革が立ち遅れてきたことを、できるだけ足早に、議会がきちとしたものになることによって日本の地方自治をいいものに変えていきたい、そういう思いでございます。

ちょっと私の思いが先走り過ぎたかもしれませんけど、私自身は以上のように考えています。後ほどいろいろご批判を賜りたいと思っています。ありがとうございました。